

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 (省略)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除 (省略)</p> <p>第3章 財産の評価 (省略)</p> <p>第4章 申告及び納付 (削除) (削除)</p> <p>第5章 更正及び決定 (省略)</p> <p>第6章 延納及び物納 (省略)</p> <p>第7章 雑則 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 (同左)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除 (同左)</p> <p>第3章 財産の評価 (同左)</p> <p>第4章 申告及び納付</p> <p><u>第28条((贈与税の申告書))関係</u></p> <p><u>28—1 法第28条第5項の規定の適用を受けた者の贈与税の申告期限</u></p> <p>第5章 更正及び決定 (同左)</p> <p>第6章 延納及び物納 (同左)</p> <p>第7章 雑則 (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 相続税</p> <p>第11条の2（（相続税の課税価格）関係）</p> <p>（贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算される場合）</p> <p>11の2—5 相続又は遺贈によって財産を取得した者がその相続開始の年において当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産（被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。）の価額については、法第21条の2第4項の規定により贈与税の課税価格に算入しないで相続税の課税価格に加算することに留意する。</p> <p>また、相続開始の年において特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産の価額については、法第21条の10の規定により贈与税の課税価格に算入される（法第28条第4項の規定により当該財産については贈与税の申告を要しない。）とともに、法第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定により相続税の課税価格にも算入されることに留意する。</p> <p>（注）・・・</p> <p>第19条（（相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額）関係）</p> <p>（相続の開始前3年以内に被相続人からの贈与により国外財産を取得している場合）</p> <p>19—4・・・</p> <p style="text-align: center;">第2節 贈与税</p> <p>第21条の2（（贈与税の課税価格）関係）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 相続税</p> <p>第11条の2（（相続税の課税価格）関係）</p> <p>（贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算される場合）</p> <p>11の2—5 相続又は遺贈によって財産を取得した者がその相続開始の年（<u>法施行令第4条の4の2第3項に規定する場合に該当する場合には、同項に規定する適用年</u>）において当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産（被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。）の価額については、法第21条の2第4項又は<u>法施行令第4条の4の2第3項</u>の規定により贈与税の課税価格に算入しないで相続税の課税価格に加算することに留意する。</p> <p>また、相続開始の年（<u>法施行令第7条の2に規定する場合に該当する場合には、同条に規定する適用年</u>）において特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産の価額については、法第21条の10の規定により贈与税の課税価格に算入される（法第28条第4項又は<u>法施行令第7条の2</u>の規定により当該財産については贈与税の申告を要しない。）とともに、法第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定により相続税の課税価格にも算入されることに留意する。</p> <p>（注）・・・</p> <p>第19条（（相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額）関係）</p> <p>（相続の開始前3年以内に被相続人からの贈与により国外財産を取得している場合）</p> <p>19—4・・・</p> <p>（注）<u>上記は、贈与税の非居住無制限納税義務者（日本国籍を有しない個人に限る。）が、法第28条第5項に規定する短期非居住贈与者から同項の贈与により法施行地外にある財産を取得した場合において、その後、同条第7項の規定により当該財産の価額が贈与税の課税価格に算入されないこととなったときについても同様であることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 贈与税</p> <p>第21条の2（（贈与税の課税価格）関係）</p>

改正後	改正前																
<p>(納税義務の範囲)</p> <p>21の2—1 . . .</p> <p>(相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格)</p> <p>21の2—3 相続開始の年において、当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合の贈与税の課税価格は、法第21条の5から第21条の7までの規定(措置法第70条の2の5の規定を含む。以下「暦年課税」という。)の適用を受けるもの又は相続時精算課税の適用を受けるもののいずれであるかに応じて、それぞれ次に掲げるとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 暦年課税 法第21条の2第4項の規定は適用されず、当該贈与により取得した財産の価額は、贈与税の課税価格に算入される。</p> <p>(2) 相続時精算課税 法第21条の10の規定により、当該贈与により取得した財産の価額は、贈与税の課税価格に算入されるが、法第28条第4項の規定により贈与税の申告書の提出を要しない。この場合、当該財産の価額について贈与税の更正又は決定は行わないことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 相続時精算課税</b></p> <p>第21条の9((相続時精算課税の選択)関係)</p> <p>(「相続時精算課税選択届出書」の提出先等)</p> <p>21の9—2 . . .</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>提出先</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">(1) 贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合</td> <td style="width: 45%;">① 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限)以前</td> <td style="width: 15%;">当該贈与者に係る相続税の</td> <td style="width: 15%;">当該贈与者に係る相続税の</td> </tr> </tbody> </table>	区分		提出先	提出期限	(1) 贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合	① 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限)以前	当該贈与者に係る相続税の	当該贈与者に係る相続税の	<p>(納税義務の範囲)</p> <p>21の2—1 . . .</p> <p>(注) 財産を取得した時に法第1条の4第1項第2号ロに該当していた者が法第28条第5項の規定の適用を受けた場合において、同条第7項に規定する場合に該当することとなったときは、その者は法第1条の4第1項第4号に該当することに留意する。</p> <p>(相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格)</p> <p>21の2—3 相続開始の年(法施行令第4条の4の2第3項又は第7条の2に規定する場合に該当する場合には、これらに規定する適用年。以下21の2—3において同じ。)において、当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合の贈与税の課税価格は、法第21条の5から第21条の7までの規定(措置法第70条の2の5の規定を含む。以下「暦年課税」という。)の適用を受けるもの又は相続時精算課税の適用を受けるもののいずれであるかに応じて、それぞれ次に掲げるとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 暦年課税 法第21条の2第4項又は法施行令第4条の4の2第3項の規定は適用されず、当該贈与により取得した財産の価額は、贈与税の課税価格に算入される。</p> <p>(2) 相続時精算課税 法第21条の10の規定により、当該贈与により取得した財産の価額は、贈与税の課税価格に算入されるが、法第28条第4項又は法施行令第7条の2の規定により贈与税の申告書の提出を要しない。この場合、当該財産の価額について贈与税の更正又は決定は行わないことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 相続時精算課税</b></p> <p>第21条の9((相続時精算課税の選択)関係)</p> <p>(「相続時精算課税選択届出書」の提出先等)</p> <p>21の9—2 . . .</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>提出先</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">(1) 贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合</td> <td style="width: 45%;">① 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項(同条第6項又は第7項の規定に</td> <td style="width: 15%;">当該贈与者に係る相続税の</td> <td style="width: 15%;">当該贈与者に係る相続税の</td> </tr> </tbody> </table>	区分		提出先	提出期限	(1) 贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合	① 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項(同条第6項又は第7項の規定に	当該贈与者に係る相続税の	当該贈与者に係る相続税の
区分		提出先	提出期限														
(1) 贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合	① 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限)以前	当該贈与者に係る相続税の	当該贈与者に係る相続税の														
区分		提出先	提出期限														
(1) 贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合	① 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項(同条第6項又は第7項の規定に	当該贈与者に係る相続税の	当該贈与者に係る相続税の														

改正後				改正前			
(注) 相続時精算課税選択届出書に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しないことに留意する。	に当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(同法第27条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき	納税地を所轄する 税務署長	申告書の提出期限	(注) 相続時精算課税選択届出書に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しないことに留意する。	より読み替えて適用する場合を含む。②において同じ。)又は第2項に規定する期限)以前に当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(同法第27条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき	納税地を所轄する 税務署長	申告書の提出期限
	② 贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(相続税法第27条第1項又は第2項に規定する期限)前に受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(同法第28条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき				② 贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(相続税法第27条第1項又は第2項に規定する期限)前に受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(同法第28条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき		
(2) 贈与により財産を取得した者が相続時精算課税選択届出書の提出期限前に当該届出書を提出しないで死亡した場合(上記(1)に該当する場合を除く。)		当該受贈者に係る贈与税の納税地を所轄する 税務署長	当該受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限	(2) 贈与により財産を取得した者が相続時精算課税選択届出書の提出期限前に当該届出書を提出しないで死亡した場合(上記(1)に該当する場合を除く。)		当該受贈者に係る贈与税の納税地を所轄する 税務署長	当該受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限
第3章 財産の評価				第3章 財産の評価			
第23条の2((配偶者居住権等の評価))関係				第23条の2((配偶者居住権等の評価))関係			
(一時的な空室がある場合の「賃貸の用に供されている部分」の範囲)				(一時的な空室がある場合の「賃貸の用に供されている部分」の範囲)			
23の2—1 法第23条の2に規定する「時価」は、評価基本通達の定めにより算定した価額によるのであるが、同条第2項及び第4項に規定する「時価」を算定する場合において、評価基本通達26((貸家建付地の評価))(注)2の定めにより、継続的に賃貸されていた各独立部分で、課税時期において一時的に賃貸されていなかったと認められるものを「賃貸されている各独立部分」に含むこととしたときは、法施行令第5条の7第1項第1号ロ及び第4項第1号ロに規定する「当該居住建物の床面積のうち当該賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の占める割合」についても、当該各独立部分は「賃貸の用に供されている部分」に含めて算定することに留意する。				23の2—1 法第23条の2に規定する「時価」は、評価基本通達の定めにより算定した価額によるのであるが、同条第2項及び第4項に規定する「時価」を算定する場合において、評価基本通達26((貸家建付地の評価))(注)2の定めにより、継続的に賃貸されていた各独立部分で、課税時期において一時的に賃貸されていなかったと認められるものを「賃貸されている各独立部分」に含むこととしたときは、法施行令第5条の8第1項第1号ロ及び第4項第1号ロに規定する「当該居住建物の床面積のうち当該賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の占める割合」についても、当該各独立部分は「賃貸の用に供されている部分」に含めて算定することに留意する。			

改正後	改正前
<p>(「配偶者居住権が設定された時」の意義)</p> <p>23の2—2 法第23条の2第1項第2号及び第3号並びに法施行令第5条の7第3項第1号及び第2号に規定する「配偶者居住権が設定された時」とは、民法第1028条第1項各号((配偶者居住権))に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時をいうことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p style="text-align: center;">第4章 申告及び納付</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(「配偶者居住権が設定された時」の意義)</p> <p>23の2—2 法第23条の2第1項第2号及び第3号並びに法施行令第5条の8第3項第1号及び第2号に規定する「配偶者居住権が設定された時」とは、民法第1028条第1項各号((配偶者居住権))に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時をいうことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p style="text-align: center;">第4章 申告及び納付</p> <p><u>第28条((贈与税の申告書))関係</u></p> <p><u>(法第28条第5項の規定の適用を受けた者の贈与税の申告期限)</u></p> <p>28—1 <u>法第28条第5項の規定の適用を受けた者の贈与税の申告期限は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりであることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>その者に係る短期非居住贈与者(同項に規定する短期非居住贈与者をいう。以下28—1において同じ。)</u>が法施行地に住所を有しなくなった日から2年を経過する日までに再び法施行地に住所を有することとなった場合 <u>住所を有することとなった日の属する年の翌年3月15日</u></p> <p>(2) <u>その者に係る短期非居住贈与者が法施行地に住所を有しなくなった日から2年を経過した場合</u> <u>2年を経過した日の属する年の翌年3月15日</u></p> <p>(注) <u>法第28条第5項の規定は、非居住無制限納税義務者(日本国籍を有しない個人に限る。)</u>が、その年中において短期非居住贈与者及び短期非居住贈与者以外の者から贈与により取得した財産の全部について適用があることに留意する。</p>